

# 6月は「動物の正しい飼い方推進月間」 ルールを守って犬・猫を飼いましょう



問い合わせは  
健康福祉課 ☎421-6731へ

犬や猫などのペットは人に安らぎをもたらし、暮らしを豊かにしてくれます。しかし、ペットと暮らすには社会でのルールを守り、周囲に迷惑をかけるように飼育することが大切です。また、犬や猫も生き物です。習性や生態を知り、適切な飼い方を心掛けましょう。

## ペットは「マナー」を守って正しく飼育

生活に安らぎと潤いをもたらしてくれる犬や猫などのペットたち。家族の一員としてペットとともに過ごし、触れ合うことで、心理的にも身体的にも有益な効果があるといわれています。

その一方で、「放し飼いの犬が怖い」、「鳴き声がうるさい」、「ふんが放置されている」、「子犬・子猫が捨てられている」など、正しい飼い方ができていなかったり、飼い主が飼育を放棄したりすることで、近隣住民に迷惑を掛けている状況もあります。

ペットを飼うには責任が伴います。ただ、餌を与えてかわいい姿を楽しむだけでは、責任のある飼い主とはいえません。飼い方のマナーを守り、ペットと近隣住民の快適な生活環境を整えることが飼い主の責任といえます。飼い主として正しく飼育するため、改めてマナーを確認しましょう。

### ◆ペットを飼う前に確認しましょう

- ①餌はきちんとあげられますか
- ②周りをきれいに清掃できますか
- ③病気になったときに看病できますか
- ④同居人全員が飼うことに賛成していますか
- ⑤最期まできちんと面倒をみられますか

## 動物を飼う上で注意すること

- ①飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑をかけずにその動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう。
- ②動物から伝染する感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょう。
- ③飼っている動物のふん尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。

- ④生後91日以上犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です。
- ⑤災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるよう準備をしましょう。
- ⑥やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。
- ⑦愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。
- ⑧愛護動物を殺傷すると、最大で5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられます。

### ●犬を飼うときは

首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。飼い犬が人を噛んだ時は保健所へ届出し、噛んだ犬が狂犬病の疑いがないか獣医師の検診を受けさせることが必要です。

犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短いリードで行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりすることのないようにしましょう。



短いリードを使いましょう

### ●猫を飼うときは

猫は屋内で飼いましょう。ふん尿や鳴き声などによる被害を防止でき、また、感染症や交通事故な



どの危険から守ることができます。

適正に飼うことができない猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

## 犬の正しい飼い方・しつけ方

千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的で開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会などに講師の派遣も行っています。詳しくは習志野保健所（習志野健康福祉センター）☎475-5154、千葉県動物愛護センター☎0476-93-5711、同東葛飾支所☎04-7191-0050、公益財団法人千葉県動物保護管理協会☎043-214-7814へ。

## ペットの違法飼育の厳罰化

2年6月1日の動物愛護法の改正で、特定動物をペット（愛玩目的）として新たに飼育することが禁止されました。特定動物とは、とても凶暴である、強い毒を持っている、体が大きく力が強いなどの特徴を持つワニ、マムシ、タカなどの生き物です。以前は、県知事の許可を受け、マイクロチップを埋め込んでいればペットとして飼育できましたが、改正後は違法になりました。飼育した場合、個人では、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金、法人では5,000万円以下の罰金が課せられます。

近年、ペットや鑑賞用として特定動物のワニガメ、オオアナコンダ、ソウゲンワシなどの人気が高く、違法に取り引きされています。それらの一部は、大型化したり、寿命が長く飼育続けられないという理由で、無責任に捨てられています。野外に捨てられた生き物は人に危害を加えたり、農作物に被害を及ぼすことがあります。どんな生き物でも外に捨てない、広げないように管理してください。

**旧八千代台駅前交番解体工事に伴う地下道の通行止め**  
八千代台駅東口と西口をつなぐ地下道が通行止めになります。工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。▼期間 7月中旬～12月中旬  
(危機管理課 ☎421-6717)

**「電話de詐欺」にご注意を!!**  
6月15日の年金支給日前後には、詐欺の電話が多くなっている傾向があります。特に市職員をかたる「還付金詐欺」の手の口が多く発生しています。  
市役所や警察では、個人情報や口座番号を聞き出したり、キャッシュカードや現金を警察官や銀行員などに預けるよう指示したりすることは絶対にありません。また、還付金はATMで手続き出来ません。このような電話がかかってきた場合には、速やかに110番または八千代警察署☎(486)0110に通報してください。  
千葉県警察では、NTT電話帳や電話de詐欺等の犯人グループが使用していた名簿に番号が載っていた人に「電話de詐欺・悪質商法被害抑止コールセンター」☎043(330)4300（発信専用電話番号）から電話をかけ、被害に遭わないための対策などを説明しています。ご理解とご協力をお願いします。  
(危機管理課 ☎421-6717)

**清掃センター焼却炉のダイオキシン類測定結果は基準値以下**

清掃センター焼却炉のダイオキシン類の測定結果は次のとおりで、いずれも国の単位体積あたりの基準値を下回りました。

測定日	測定結果	基準値
1号炉排ガス 1月20日	0.70 ng	5 ng
2号炉排ガス 2月22日	0.97 ng	5 ng

※1 ng（ナノグラム）は、10億分の1g  
(清掃センター ☎483)4521)

(案)への意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所がある人、市内に事務所か事業所がある人、市内に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事業に利害関係の有する人です。意見に対しての個別回答は行いません。

▼内容 宗教法人等が墓地や納骨堂の経営を行う場合には、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき許可が必要となります。同条例は、この法律に基づき許可等をする際の必要な事項について定めた条例です。今回、市内の生活環境との調和を図るため、同条例の許可基準を見直し、条例の一部の改正を予定しています。▼募集期間 6月15日(木)～7月14日(金)必着 ▼公表場所 健康福祉課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ ▼意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する実施要項に記載 (健康福祉課 ☎421)6731)